

山県市耐震改修促進計画

平成19年10月 策定

令和 8年 3月 最終改定

目次

| | |
|----------------------------------|--------|
| はじめに | - 4 - |
| 第1 想定される地震の規模、想定される被害状況 | - 5 - |
| 1 想定される地震の規模 | - 5 - |
| 2 想定される人的被害 | - 5 - |
| 3 想定される建物被害 | - 6 - |
| (1) 建物被害 | - 6 - |
| (2) 焼失棟数 | - 6 - |
| 第2 建築物の耐震化に係る目標 | - 8 - |
| 1 建築物の耐震化の現状 | - 8 - |
| (1) 住宅の耐震化の現状 | - 8 - |
| (2) 特定建築物の耐震化の現状 | - 9 - |
| (3) 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状 | - 11 - |
| 2 建築物の耐震化の現状分析 | - 12 - |
| (1) 耐震化率の推移と評価 | - 12 - |
| (2) 本市の特性 | - 13 - |
| (3) 耐震化が進まない要因 | - 13 - |
| 3 建築物の耐震化の目標 | - 14 - |
| 4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標 | - 17 - |
| (1) 市有施設における耐震化 | - 17 - |
| (2) その他の公共施設・防災拠点施設における耐震化 | - 18 - |
| 第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針 | - 19 - |
| 1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務 | - 19 - |
| (1) 市民・事業者（建築物所有者）の役割 | - 19 - |
| (2) 市・県の役割 | - 19 - |
| 2 実施する事業の方針 | - 19 - |
| (1) 事業の考え方 | - 19 - |
| (2) 実施する事業 | - 20 - |
| 3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方 | - 20 - |
| (1) 重点的に耐震化を図る地域 | - 20 - |
| (2) 地震発生時に通行を確保すべき道路 | - 20 - |
| (3) 重点的に耐震化を図る建築物 | - 21 - |
| (4) より重点的に耐震化を図る建築物 | - 21 - |
| 4 第4期計画における重点的な取組 | - 22 - |
| 5 「命」を守るための多様な取組の推進 | - 22 - |
| 6 新たな耐震化の取組の検討 | - 23 - |
| 第4 建築物の耐震化を促進する施策 | - 24 - |
| 1 施策を推進するための体制 | - 24 - |
| 2 安心して耐震化が行える環境整備 | - 24 - |
| (1) 山口市建築物等耐震化促進事業 | - 24 - |

| | | |
|----|----------------------------|--------|
| 3 | 耐震化に関する啓発及び知識の普及..... | - 25 - |
| | (1) 相談体制の整備..... | - 26 - |
| | (2) 情報提供の充実..... | - 26 - |
| 4 | 地震時の建築物の総合的な安全対策..... | - 28 - |
| | (1) 地震時の建築物の総合的な安全対策..... | - 28 - |
| | (2) 危険なブロック塀等の対策..... | - 28 - |
| | (3) 地震に伴う宅地被害の軽減対策..... | - 28 - |
| 第5 | 指導・勧告又は命令等に関する事項..... | - 29 - |
| 1 | 所管行政庁との連携..... | - 29 - |
| 第6 | 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム..... | - 30 - |
| 1 | 取組目的及び実施計画..... | - 30 - |
| | (1) 緊急耐震重点区域の設定及び対象住宅..... | - 30 - |
| | (2) 取組期間..... | - 30 - |
| | (3) 取組内容..... | - 30 - |
| | (4) 実績の公表..... | - 30 - |

はじめに

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐促法」という。）第 6 条の規定に基づき、山県市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成 19 年度から 27 年度までの 9 年間の計画期間とする「山県市耐震改修促進計画」として平成 19 年 10 月に策定した。

平成 28 年 3 月、平成 30 年 12 月に国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が示され、引き続き耐震改修の促進を行うため、「山県市耐震改修促進計画」における第 2 期計画（平成 28 年度～令和 2 年度）、第 3 期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）として計画改定を行った。

今回、令和 7 年 7 月に改正された国の基本方針及び令和 8 年 3 月に改定された「岐阜県耐震改修促進計画」を踏まえ、第 4 期計画（令和 8 年度～令和 12 年度）として計画改定することで、耐震改修の更なる促進を図ることとした。

本市における地震防災については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき作成されている「山県市地域防災計画」の「地震対策編」に基づき、その対策を進めており、予防効果による減災対策の一環として、「山県市耐震改修促進計画」は建築物の耐震化を推進するために必要な取組として位置付けるものである。

また、平成 27 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられた 17 の国際目標（SDGs※）に関して、岐阜県は令和 2 年 7 月 17 日に「SDGs 未来都市」に選定され、「岐阜県 SDGs 未来都市計画」を策定している。

本計画に位置付ける取組は、「持続可能なまちづくり」に資するものであることから、SDGs のうち、特に目標 11【住み続けられるまちづくりを】を目指した取組を推進する。



※Sustainable Development Goals の略、2015 年の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むもの。

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

以下の被害想定は、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成 29 年度から平成 30 年度にかけて実施した「岐阜県内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものである。

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小合わせて約 100 本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に 1891 年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード 8.0）であり、県内だけでも 5,000 人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっている。

表 1-1 のとおり県内において特に大きな被害をもたらすとみられる南海トラフ地震及び主要な 10 の活断層による内陸直下型地震を想定される地震としている。

南海トラフ地震については、本市において、震度 6 弱の揺れとなり、液状化が発生する可能性が高いと予測している。

また、10 の内陸直下型地震については、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯による地震で震度 7 の揺れが発生し、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯及び養老－桑名－四日市断層帯による地震においては液状化が発生する可能性が高いと予測している。

表 1-1 想定される地震の規模(山県市)

| 想定される地震、断層 | 最大震度 | PL 値(液状化指数) [※] |
|--------------|--------------|--------------------------|
| 南海トラフ地震★ | 5.79（震度 6 弱） | 28.26 |
| 揖斐川－武儀川（濃尾） | 6.67（震度 7） | 32.35 |
| 長良川上流（北側震源） | 6.10（震度 6 強） | 9.95 |
| 長良川上流（南側震源） | 5.73（震度 6 弱） | 2.38 |
| 屏風山・恵那山及び猿投山 | 5.21（震度 5 強） | 0 |
| 阿寺（北側震源） | 5.39（震度 5 強） | 0.34 |
| 阿寺（南側震源）★ | 5.47（震度 5 強） | 0.31 |
| 跡津川★ | 5.52（震度 6 弱） | 5.01 |
| 養老-桑名-四日市★ | 6.11（震度 6 強） | 18.32 |
| 高山・大原（北側震源）★ | 5.43（震度 5 強） | 0.91 |
| 高山・大原（南側震源） | 5.05（震度 5 強） | 0 |

※PL 値（液状化指数） PL 値>15：液状化の可能性が高い 5<PL 値≤15：液状化の可能性がある

★：平成 23～24 年度実施の調査による。それ以外は平成 29～30 年実施の調査による

2 想定される人的被害

想定される地震、断層における人的被害の想定は、表 1-2 のとおりである。地震発生時間を冬の午前 5 時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と、冬の午後 6 時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）及び夏の正午（オフィスや繁華街等に多数の滞留者がおり、自宅以外で被災する機会が多い。）を想定しているが、ここでは最も人

的被害の大きい冬の午前5時を記載する。

表 1-2 想定される人的被害(山口市)

(単位:人)

| 想定される地震、断層 | 死者数 | 重傷者数 | 負傷者数 | 要救出者数※ | 避難者数 |
|--------------|-----|------|-------|--------|--------|
| 南海トラフ地震 | 7 | 12 | 231 | 19 | 2,358 |
| 揖斐川－武儀川（濃尾） | 314 | 577 | 1,714 | 891 | 10,760 |
| 長良川上流（北側震源） | 35 | 64 | 553 | 98 | 2,620 |
| 長良川上流（南側震源） | 2 | 4 | 113 | 6 | 411 |
| 屏風山・恵那山及び猿投山 | 0 | 0 | 24 | 0 | 81 |
| 阿寺（北側震源） | 0 | 0 | 35 | 0 | 123 |
| 阿寺（南側震源） | 1 | 1 | 68 | 2 | 236 |
| 跡津川 | 2 | 4 | 134 | 6 | 580 |
| 養老-桑名-四日市 | 32 | 58 | 565 | 91 | 2,924 |
| 高山・大原（北側震源） | 1 | 1 | 63 | 2 | 220 |
| 高山・大原（南側震源） | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 |

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

3 想定される建物被害

想定される地震、断層における建物被害の想定は、表 1-3 のとおりである。焼失棟数については、最も建物被害の大きい冬の午後6時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯）を記載する。

(1)建物被害

建物被害については、南海トラフ地震、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯、長良川上流断層帯（北側震源）及び養老－桑名－四日市断層帯による地震において多くの建物被害があり、これらは、地震動の継続時間が長いことから、液状化によるものと予測される。

また、震度6以上が予想される南海トラフ地震、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯、長良川上流断層帯、跡津川断層及び養老－桑名－四日市断層帯による地震では揺れによるものと予測される。

(2)焼失棟数

焼失棟数については、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯による地震が最も多いと予測されているが、全壊または半壊棟数を考慮すると他の想定地震についても注意が必要である。

表 1-3 想定される建物被害(山口市)

(単位:棟)

| 想定される地震、断層 | 建物被害(棟数) | | 焼失棟数 |
|--------------|----------|-------|------|
| | 全壊 | 半壊 | |
| 南海トラフ地震 | 726 | 1,961 | 1 |
| 揖斐川-武儀川(濃尾) | 6,123 | 4,899 | 103 |
| 長良川上流(北側震源) | 783 | 2,618 | 8 |
| 長良川上流(南側震源) | 41 | 566 | 2 |
| 屏風山・恵那山及び猿投山 | 0 | 127 | 1 |
| 阿寺(北側震源) | 3 | 188 | 1 |
| 阿寺(南側震源) | 12 | 317 | 0 |
| 跡津川 | 78 | 676 | 0 |
| 養老-桑名-四日市 | 773 | 2,650 | 4 |
| 高山・大原(北側震源) | 12 | 296 | 0 |
| 高山・大原(南側震源) | 0 | 6 | 0 |

第2 建築物の耐震化に係る目標

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され、新耐震設計法が導入されたことから、本計画ではこれ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

- 建築物の耐震化 …… 建築物の地震に対する安全性を確保すること
- 耐震化されている建築物 …… 新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物
- 耐震化率 …… 建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合（住宅においては戸数）
- 耐震性が不十分な建築物 …… 旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物

1 建築物の耐震化の現状

(1)住宅の耐震化の現状

市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別住宅数(山口市)

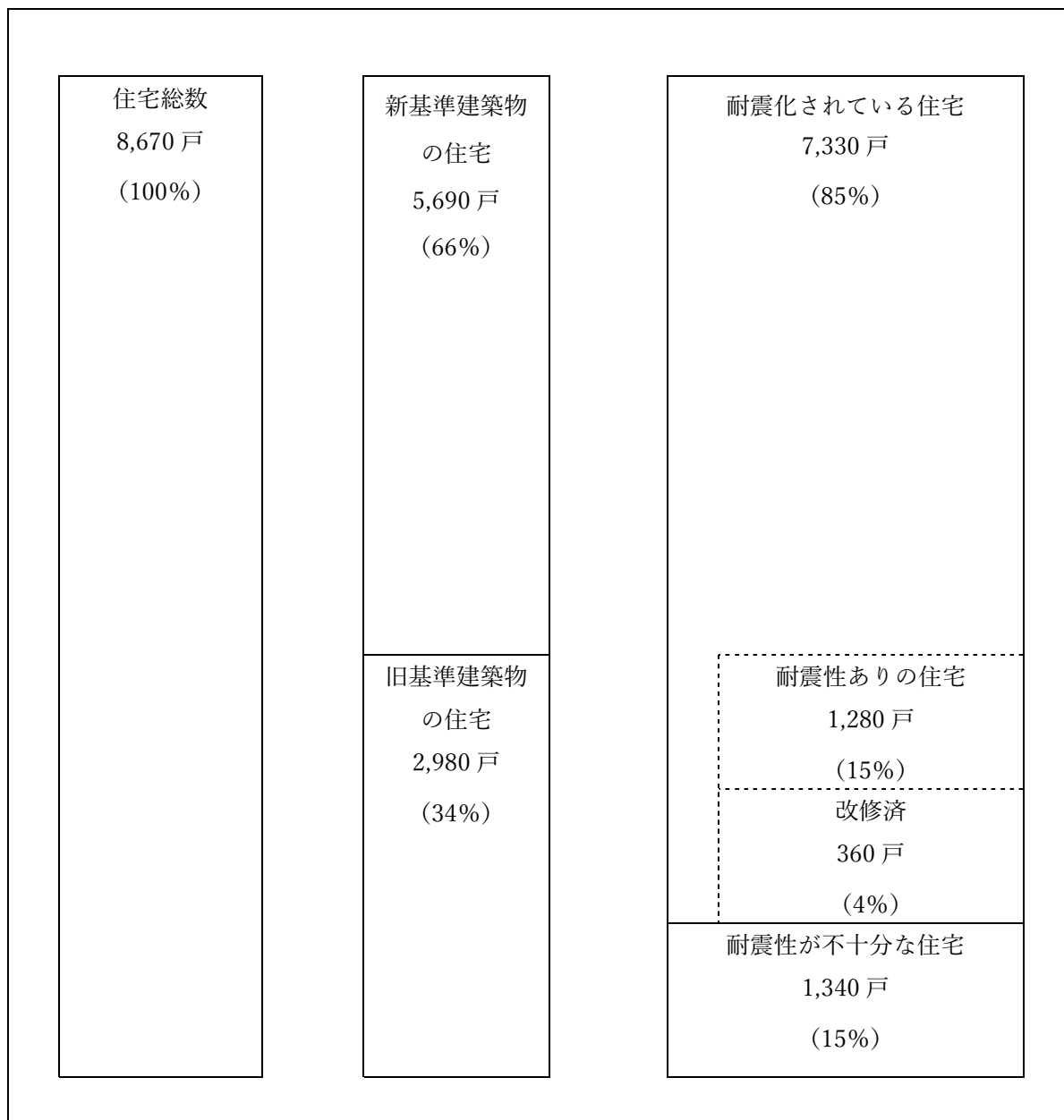
(単位:戸)

| 年代別住宅数 | | H10年調査 | | H15年調査 | | H20年調査 | | H25年調査 | | H30年調査 | | R5年調査 | |
|--------------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | | 戸数 | 割合 (%) | 戸数 | 割合 (%) | 戸数 | 割合 (%) | 戸数 | 割合 (%) | 戸数 | 割合 (%) | 戸数 | 割合 (%) |
| 旧基準 | 昭和35年以前 | 1,860 | 21 | 1,580 | 18 | 1,100 | 12 | 1,100 | 11 | 1,930 | 20 | 1,350 | 16 |
| | 昭和36年～45年 | 1,030 | 12 | 880 | 10 | 1,060 | 12 | 1,000 | 10 | | | | |
| | 昭和46年～55年 | 1,920 | 22 | 1,540 | 17 | 1,940 | 21 | 1,990 | 21 | 1,650 | 18 | 1,590 | 18 |
| | 不詳 | — | — | — | — | — | — | 50 | 1 | 210 | 2 | 40 | 0 |
| | 計 | 4,810 | 55 | 4,000 | 45 | 4,100 | 45 | 4,140 | 43 | 3,790 | 40 | 2,980 | 34 |
| 新基準 | 昭和56年～60年 | 970 | 11 | 960 | 11 | 1,500 | 16 | 1,770 | 18 | 1,280 | 14 | 1,360 | 16 |
| | 昭和61年～平成2年 | 860 | 10 | 860 | 10 | | | | | | | | |
| | 平成3年～7年 | 1,310 | 15 | 1,290 | 14 | 950 | 10 | 1,080 | 11 | 1,070 | 12 | 1,850 | 21 |
| | 平成8年～12年 | 700 | 8 | 1,230 | 14 | 1,080 | 12 | 830 | 9 | 890 | 10 | | |
| | 平成13年～17年 | — | — | 460 | 5 | 1,020 | 11 | 790 | 8 | 560 | 6 | 570 | 7 |
| | 平成18年～22年 | — | — | — | — | 340 | 4 | 460 | 5 | 560 | 6 | 470 | 5 |
| | 平成23年～27年 | — | — | — | — | — | — | 540 | 5 | 680 | 7 | 550 | 6 |
| | 平成28年～30年 | — | — | — | — | — | — | — | — | 230 | 2 | 590 | 7 |
| | 令元年～2年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| | 令和3年～5年9月 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 220 | 3 |
| | 不詳 | 90 | 1 | 60 | 1 | 210 | 2 | 60 | 1 | 310 | 3 | 80 | 1 |
| 計 | 3,930 | 45 | 4,860 | 55 | 5,100 | 55 | 5,530 | 57 | 5,580 | 60 | 5,690 | 66 | |
| 合計 | | 8,740 | 100 | 8,860 | 100 | 9,200 | 100 | 9,670 | 100 | 9,370 | 100 | 8,670 | 100 |
| 旧基準で耐震改修を行った住宅(累計) | | 未調査 | | 90 | 1 | 170 | 2 | 230 | 2 | 340 | 4 | 360 | 4 |

※不詳件数については、旧基準と新基準とで按分した件数で計上する。

本市における住宅の耐震化率の現状については、令和 5 年住宅・土地統計調査の調査結果によると、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は推計約 360 戸（4%）、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震性ありの住宅」は推計約 1,280 戸（15%）であることから、市内の住宅総数約 8,670 戸のうち新基準建築物の住宅 5,690 戸をあわせた、約 7,330 戸（約 85%）が「耐震化されている住宅」と推計できる。

図 2-1 住宅の耐震化の現状【令和 5 年調査】



(2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は、表 2-2 のとおりとする。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の 1 号特定建築物（以下、「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表 2-3 のとおりである。

表 2-2 特定建築物一覽

| 号 | NO | 用 途 | 特定建築物の規模要件 |
|----|----------------------------|---|---|
| 1号 | 1 | 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校 | 階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | | 上記以外の学校 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 2 | 体育館（一般公共の用に供されるもの） | 階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 3 | ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 4 | 病院、診療所 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 5 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 6 | 集会場、公会堂 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 7 | 展示場 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 8 | 卸売市場 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 9 | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 10 | ホテル、旅館 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 11 | 賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 12 | 事務所 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 13 | 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの | 階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 14 | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | 階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 15 | 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 | 階数 2 以上かつ 500 m ² 以上 |
| | 16 | 博物館、美術館、図書館 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 17 | 遊技場 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 18 | 公衆浴場 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 19 | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 20 | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 21 | 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く） | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 22 | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| | 23 | 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 |
| 24 | 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 | |
| 2号 | － | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 7 条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物 |
| 3号 | － | 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物 | 全ての建築物 |

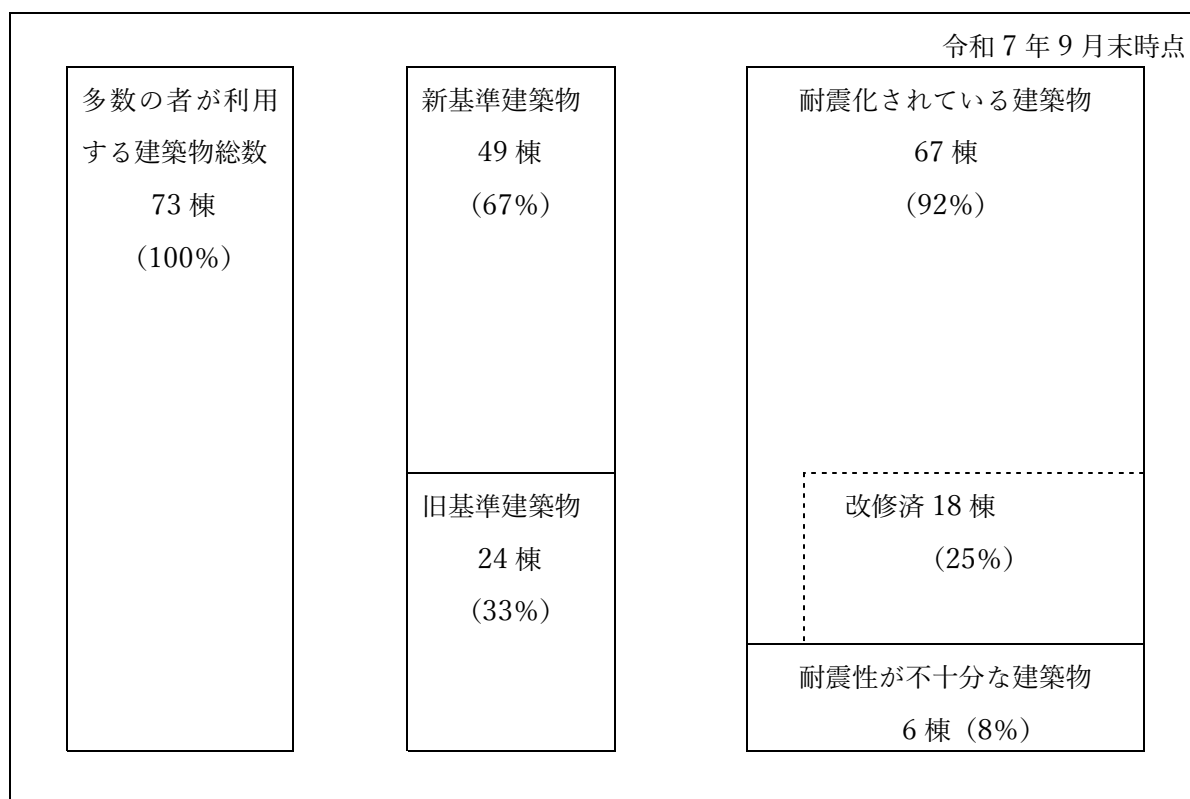
表 2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(山口市)

令和7年9月末時点(単位:棟)

| 特定建築物の種類 | 耐震化の現状 全棟数 B+C =A | 新基準 建築物 B | 旧基準 建築物 C | 耐震化の現状 | | 耐震化さ れている 建築物 B+D+E =F | 耐震化率 (%) G=F/A |
|---|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|----------------------|------------------------------------|----------------------|
| | | | | 耐震改 修実施 済み D | 耐震性 を満 たす E | | |
| 庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル、賃貸住宅、事務所、工場等 | 73 | 49 | 24 | 18 | 0 | 67 | 92 |

多数の者が利用する建築物については、「新基準建築物」が 49 棟 (67%)、「旧基準建築物」24 棟 (33%) のうち、「耐震改修実施済みのもの」が 18 棟 (25%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 0 棟 (0%) であることから、「耐震化されている建築物」は 67 棟となり、市内の多数の者が利用する建築物総数 73 棟のうち約 92%が耐震化されていると推計できる。

図 2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(山口市)



(3)耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状

平成 25 年の法改正により、一定規模以上の大規模建築物や防災拠点等のより重点的に耐震化を進めるべき建築物に対し、法や耐震改修促進計画での位置付けにより耐震診断の実施及び報告を義務付け、公表を行うこととなった。これにより対象となる建築物は表 2-4 のとおりである。耐震化の現状は、表 2-5 のとおりである。

表 2-4 耐震診断義務付け建築物の指定状況(令和 7 年9月時点)

| 種別 | | 根拠 | 対象棟数 | 診断結果 |
|----------------|----------------|--------------------|------|------|
| 要緊急安全確認大規模建築物* | | 耐促法附則第 3 条 | 0 | — |
| 要安全確認計画 | 防災拠点建築物 | 耐促法第 7 条第 1 項第 1 号 | 7 | 公表済 |
| 記載建築物* | 通行障害既存耐震不適格建築物 | 耐促法第 7 条第 1 項第 2 号 | 0 | — |

※各建築物の概要は、岐阜県耐震改修促進計画表 5 - 2 参照。

表 2-5 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状(令和 7 年 3 月時点)

| 種別 | 全棟数 A= B+C+D | 耐震性が 確保され ていない 建築物 B | 耐震性が確保されて いる建築物 F=C+D | | 耐震化率 G=F/A |
|---------------|--------------------|----------------------------------|-----------------------------|------------------|---------------|
| | | | 耐震改修 実施済み C | 耐震性を 満たす D | |
| 要緊急安全確認大規模建築物 | 0 | — | — | — | — |
| 要安全確認計画 | 7 | 0 | 7 | 0 | 100% |
| 記載建築物 | 0 | — | — | — | — |

2 建築物の耐震化の現状分析

(1)耐震化率の推移と評価

第 1 期計画策定時以降、本市の耐震化率は表 2-6 のとおり推移しているが、第 3 期計画で掲げた目標「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%」に至っていない。

しかし、この間に耐震性が不十分な住宅等は半減しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られている。

表 2-6 耐震化率の推移(山口市)

| | | | |
|----------------------------------|----------------|----------------|------------------|
| 住宅 | 約 63% (H17) | 約 81% (H30) | 約 85% (R 5) |
| 多数の者が利用する建築物 | 約 59% (H18) | 約 89% (R4) | 約 92% (R 7) |
| 要緊急安全確認大規模建築物 | — | — | — |
| 要安全確認計画記載建築物 (防災拠点建築物) | 0 % (H29) | 0 % (R2) | 100% (R7) |
| 要安全確認計画記載建築物 (通行障害既存耐震不適格建築物) | — | — | — |

(2)本市の特性

国土交通省が発表した令和 5 年時点の全国の住宅耐震化率は約 90%で、本市はそれを下回る結果となっている。その要因のひとつとして、以下に挙げる本市の住宅事情も起因していると考えられる。

○山県市の特性(令和 5 年住宅・土地統計調査より分析)

・戸建て住宅の割合が高く、マンションなどの共同住宅の割合が低い

| | 全国 | 岐阜県 | 本市 |
|-------|-------|-------|--------------|
| 戸建て住宅 | 52.7% | 74.2% | 95.5% |
| 共同住宅 | 47.3% | 25.8% | 4.5% |

・旧基準の木造住宅の割合が高い

| | 全国 | 岐阜県 | 本市 |
|--------------------|-------|-------|--------------|
| 住宅全体に対する旧基準木造住宅の割合 | 13.3% | 20.4% | 30.8% |

→結果、耐震化を促進すべき旧基準の戸建て木造住宅の割合が全国に比べて多い

(3)耐震化が進まない要因

平成 15 年度以降、戸別訪問等により、木造住宅の耐震啓発を実施してきた。

令和 7 年 3 月末時点で、耐震診断を受診した方が 302 人、そのうち、耐震改修を実施した方が 26 人であり、耐震診断から耐震改修へ進む方は 1 割に満たない状況である。

そのため、令和 6 年度に耐震診断を今まで受診していない方 (502 人) 及び耐震診断は受診済みだが耐震改修を実施していない方 (108 人) の計 610 人の市民へアンケートを実施 (回答者属性は表 2-7) し、それぞれ表 2-8、表 2-9 のような要因が挙げられている。

表 2-7 令和 6 年度市民アンケートの回答者属性

| 世帯主の年齢※ | | 世帯人数※ |
|---------|------------|--------------|
| 35 歳未満 | 4(0.7%) | 平均 2.45 人 |
| 35～49 歳 | 27(4.4%) | |
| 50～64 歳 | 125(20.5%) | |
| 65～74 歳 | 216(35.4%) | |
| 75 歳以上 | 238(39.0%) | |

※アンケートで建替えや耐震改修を実施したことが判明した分を除く

表 2-8 耐震化が進まない要因(耐震診断未実施の方を対象)※複数回答有

| 主な要因 | 主な意見 |
|------------------------------------|--|
| 防災意識の希薄 回答数 305 人(回答率 60.8%) | ・大地震が来たら諦める ・手続きが面倒 住民理解が十分でない |
| 高齢者世帯のみの増加 回答数 285 人(回答率 56.8%) | ・跡継ぎがない 今後の利用予定がない |
| 経済的負担 回答数 186 人(回答率 37.1%) | ・多額の費用がかかる ・今の家にお金をかけたくない 金銭負担がネック |

表 2-9 耐震化が進まない要因(耐震改修工事未実施(耐震診断済)の方を対象)※複数回答有

| 主な要因 | 主な意見 |
|-----------------------------------|--|
| 経済的負担 回答数 86 人(回答率 79.6%) | ・多額の費用がかかる ・今の家にお金をかけたくない 金銭負担がネック |
| 高齢者世帯のみの増加 回答数 69 人(回答率 63.9%) | ・跡継ぎがない 今後の利用予定がない |
| 防災意識の希薄 回答数 33 人(回答率 30.6%) | ・大地震が来たら諦める ・手続きが面倒 住民理解が十分でない |

これらの課題に対しては、これまでも啓発活動や補助制度などで対応してきたが、耐震改修に対するインセンティブの低下が懸念されるため、これまで耐震診断・耐震改修の実施を躊躇してきた方等のニーズ把握を行いながら、よりの確に耐震化を促進するための施策の検討が必要である。

特に耐震改修に進まない要因として経済的負担が過半を占めているため、精密診断や安価な工法の普及等、より安価に実施できる施策の検討が必要であるとともに、代理受領制度やり・バース 60 を活用した補助制度の導入等、所有者の負担軽減につながる取組の検討が必要である。

また、「高齢者世帯のみの増加」に伴い、住宅の今後の利用予定がないという要因が 6 割程あるため、建替えや除却工事に対する更なる施策の検討が必要である。

3 建築物の耐震化の目標

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成 16 年の新潟県中越地震においては、人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成 23 年の東日本大震災以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

市民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの山県市の取組

- ・建築物の耐震改修の促進のため、平成 16 年度から木造住宅耐震に関する無料相談会を実施している。
- ・特に過去の地震において被害が多かった、いわゆる旧基準の木造住宅耐震診断（平成 15 年度より）及び耐震改修に対する補助制度（平成 16 年度より）を実施している。
- ・市有施設について、施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、耐震診断を実施している。今後は計画的かつ早期に耐震改修等を実施するよう取り組んでいく。
- ・旧基準の木造住宅以外の建築物を対象とした耐震診断及び耐震改修工事に対する補助制度（平成 26 年度より）を実施している。
- ・特定建築物等における除却に対する補助制度（令和 3 年度より）を実施している。
- ・命を守る新たな施策として、木造住宅への耐震シェルター等設置事業に対する補助制度（令和 7 年度より）を追加した。

岐阜県耐震改修促進計画

<第 4 期計画における目標>

| | | |
|---------------------|-------------------------|-------------------------|
| ■住宅の耐震化率 | 令和 12 年 | 95% |
| ■多数の者が利用する建築物の耐震化率 | 令和 12 年 | 95% |
| ■要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 | 令和 12 年 | 早期におおむね解消 ^{※1} |
| ■要安全確認計画記載建築物の耐震化率 | | |
| 防災拠点建築物 | 早期におおむね解消 ^{※1} | |
| 通行障害既存耐震不適格建築物 | 令和 12 年 | 50% ^{※2} |

※1 耐震化は所有者の判断で行われるものであるため、100%に近い状態を目指す

※2 平成 29 年 4 月 1 日指定分

国の基本指針(抜粋)

平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号
最終改正 令和 7 年 7 月 17 日国土交通省告示第 535 号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和 17 年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの市の取組、県の耐震改修促進計画や国の動向を踏まえ、以下を目標とする。

<第4期計画における目標>

| | | |
|--------------------|---------|-----|
| ■住宅の耐震化率 | 令和 12 年 | 95% |
| ■多数の者が利用する建築物の耐震化率 | 令和 12 年 | 95% |

耐震化率 95%を達成するため、令和 5 年から令和 12 年までの間に、住宅については約 907 戸、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については約 2 棟の耐震化が必要である。そのため、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標の達成状況等については、5 年ごとに行われる住宅・土地統計調査にあわせて見直しを行う。

また、耐震診断義務付け建築物の耐震化については、既に解消若しくは対象となる建築物がないため、

目標として設定しない。

図 2-3 耐震化の目標の考え方

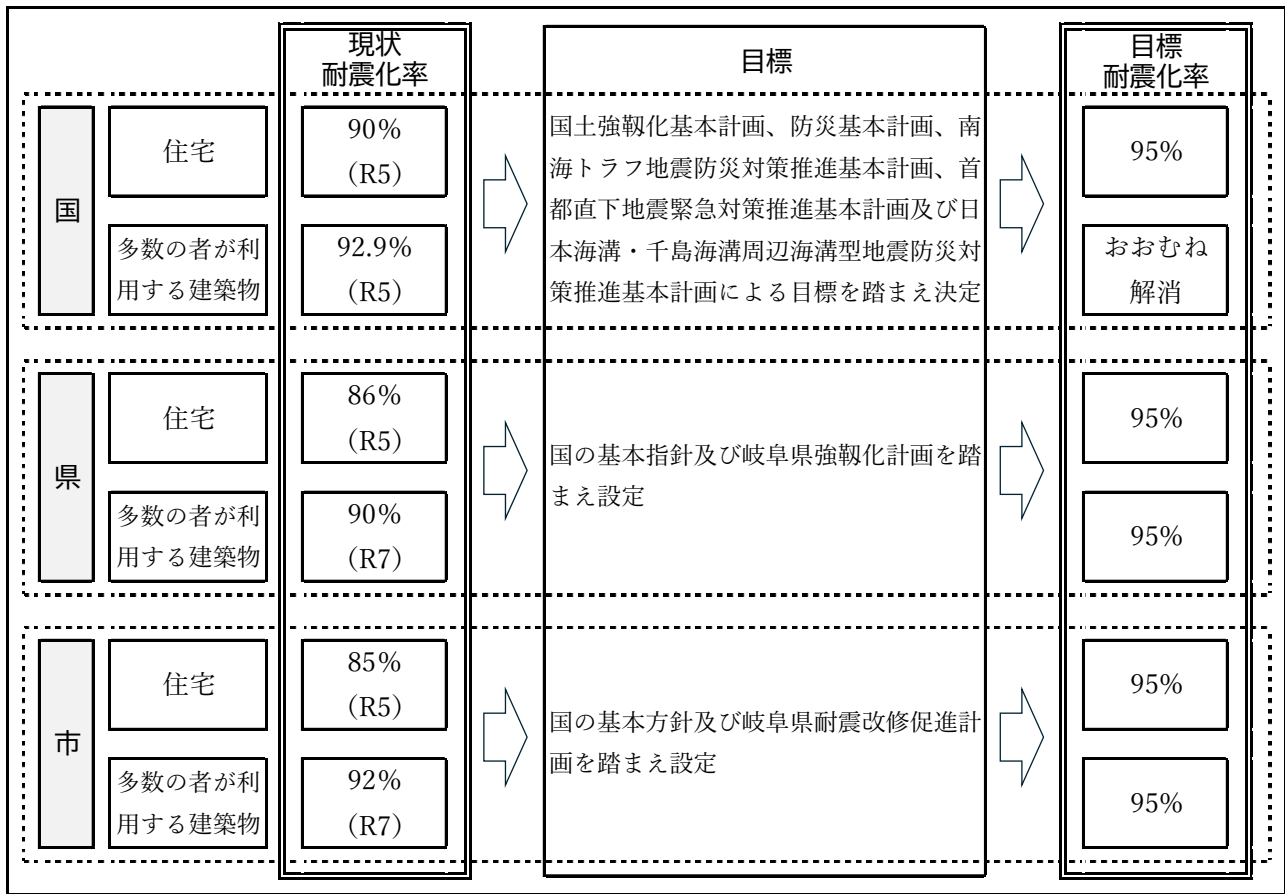


図 2-4 住宅の耐震化の目標(令和 12 年度)

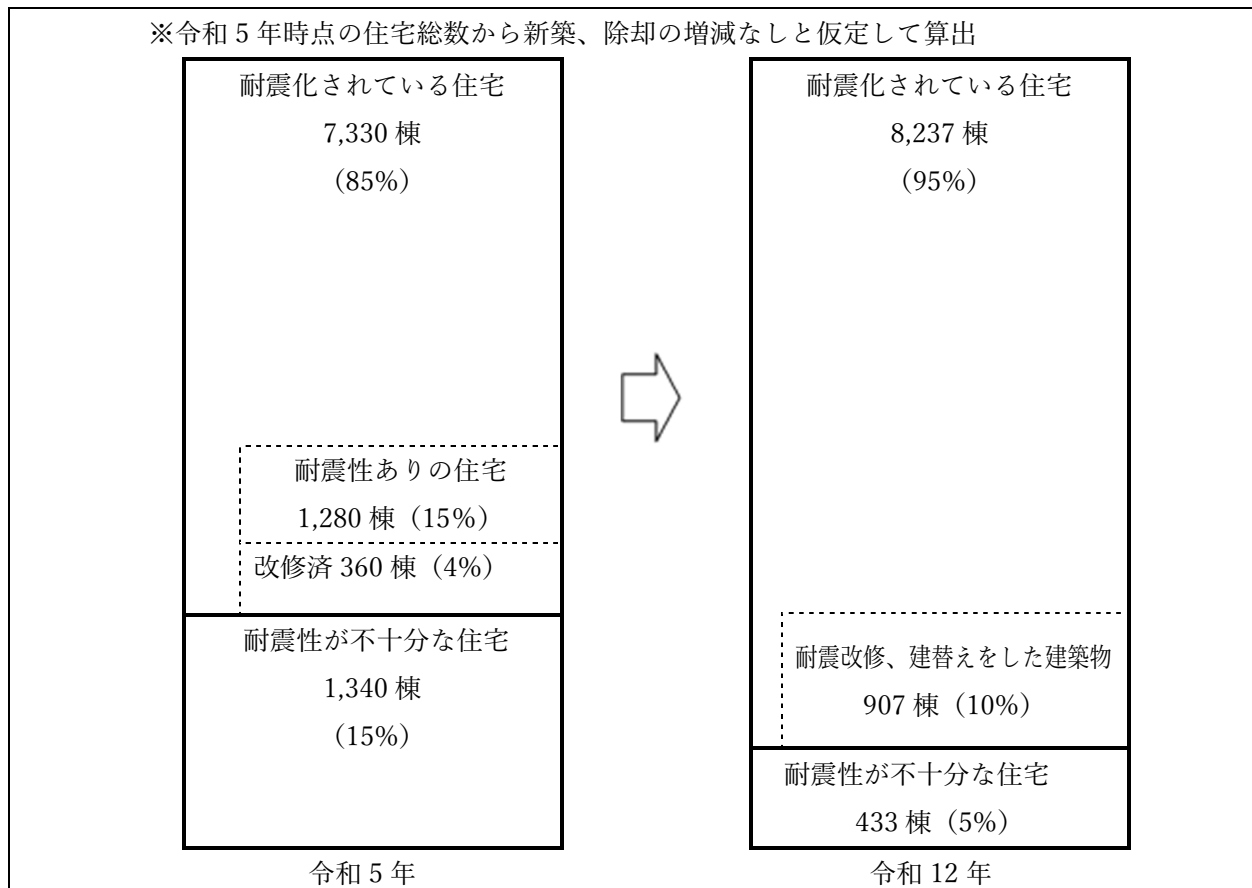
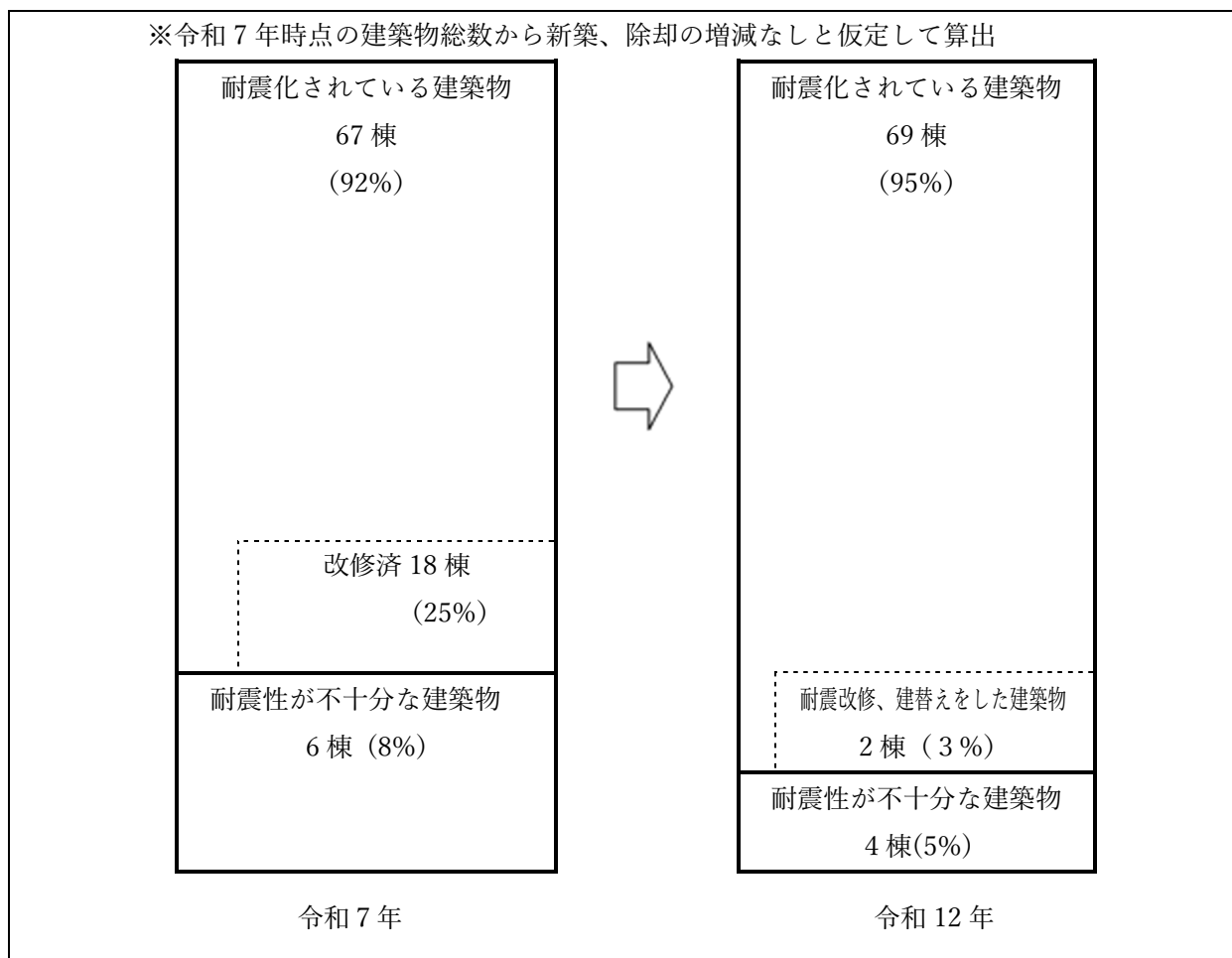


図 2-5 多数の者が利用する建築物(1号特定建築物)の耐震化の目標(令和12年度)



4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保に繋がり、大変重要である。

一方、平成23年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成28年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあっては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 市有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

市有施設のうち、多数の者が利用する建築物については計画的に耐震化に取り組んできた。

市有施設における特定建築物（以下「市有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、令和7年9月末時点、表2-10のとおりである。

表 2-10 市有特定建築物の耐震化の現状(山口市)

令和 7 年 9 月末時点 (単位:棟)

| 耐震化の現状 | 全棟数 A =B+C | 新基準 建築物 B | 旧基準 建築物 C | 耐震化の現状 | | 耐震化さ れている 建築物 B+D+E =F | 耐震化 率 (%) G=F/A |
|------------------------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|----------------------|------------------------------------|--------------------------|
| | | | | 耐震改 修実施 済み D | 耐震性 を満た す E | | |
| 山口市有 特定建築物の種類 | | | | | | | |
| 防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等) | 34 | 25 | 9 | 8 | 0 | 33 | 97 |
| 不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、宿泊施設、博物館等) | 4 | 1 | 3 | 2 | 0 | 3 | 75 |
| 特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所等) | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 67 |
| 計 | 41 | 28 | 13 | 10 | 0 | 38 | 93 |

市有特定建築物については、「新基準建築物」が 28 棟 (68%)、「旧基準建築物」13 棟のうち、「耐震改修実施済みなもの」が 10 棟 (24%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 0 棟 (0%) であることから、「耐震化されている建築物」は 38 棟となり、山口市有特定建築物総数 41 棟のうち 93% が耐震化されている。

なお、耐震診断の必要な旧基準建築物 3 棟については、平成 20 年度末に耐震診断を全て完了している。

イ 耐震診断結果の公表

市有特定建築物については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、山口市公共施設等総合管理計画を踏まえて、耐震診断結果の公表に取り組む。

ウ 耐震化の目標

市有特定建築物については、耐促法により特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「市民、施設利用者の生命 (安全)」を守る責務があることから、防災上重要な建築物、不特定多数が利用する建築物について早期に実施する必要がある。今後も建築物の耐震性能、用途別の重要度など考慮の上、市の財政事情を勘案し耐震化を推進していく。

(2) その他の公共施設・防災拠点施設における耐震化

本市以外の公共施設の所有者 (国や県など) は、建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「施設利用者の生命 (安全)」を守る責務がある。旧耐震基準で建築された本市以外の公共施設 6 棟については、耐震補強等により全て対応済みである。

また、民間の防災拠点施設・避難所についても所有者による耐震性の早期確保に努めるよう促す。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

地震による被害を最小限にとどめるためには、市民、事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民、事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1)市民・事業者(建築物所有者)の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努める。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2)市・県の役割

- ・市は国の基本指針や県の計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定める。
- ・市及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
特に市は、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- ・市及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講じるよう努める。
- ・所管行政庁[※]である県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

※所管行政庁とは耐促法第2条に定める建築主事を置く市町村の長をいい、建築主事を置かないその他の市町村については都道府県知事をいう。

2 実施する事業の方針

(1)事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民、事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取組をできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

(2)実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることで、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮した上で、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1)重点的に耐震化を図る地域

県内では、南海トラフ地震又は内陸直下地震により多くの被害が想定されていること、想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在することから、市内全域を、重点的に耐震化を図る地域とする。

(2)地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

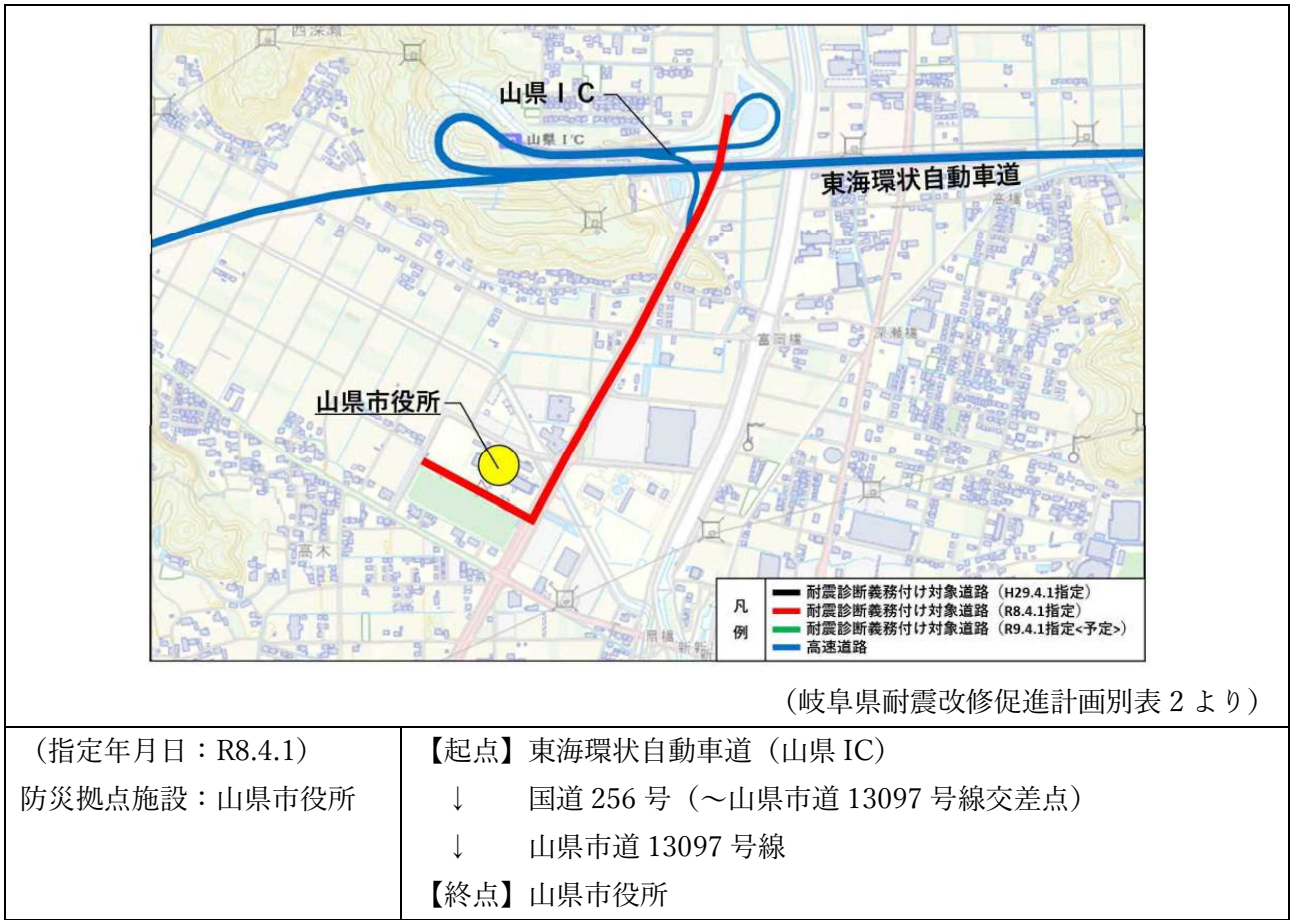
県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

なお、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であるため、道路部局等と密に連携し、施策の推進を図る。

このため、耐促法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、第1次から第3次までの緊急輸送道路が指定されている。

また、緊急輸送道路等のうち、隣県、県内各地域を繋ぐ道路や、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定め、耐促法第5条第3項第2号に基づく道路として図3-1のとおり指定する。

図 3-1 耐促法第 5 条第 3 項第 2 号に基づき指定する道路(山口市)



(3)重点的に耐震化を図る建築物

1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については、倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから対象とする。

更に上記に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から対象とする。

(4)より重点的に耐震化を図る建築物

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、耐促法附則第 3 条の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び耐促法第 7 条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。


なお、要安全確認計画記載建築物として指定する建築物は、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物（以下「防災拠点建築物」という。）として岐阜県耐震改修促進計画別表 1 に記載した建築物及び岐阜県耐震改修促進計画別表 2 に記載する道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る）とする。

4 第4期計画における重点的な取組

第3期計画では、当初計画策定時に比べて、耐震性のない住宅や建築物が半減しており、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関するフェーズ（段階）がこれまでから変わりつつあることから、図3-2のとおり、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取組を強化することとした。第4期計画においても、同様の方向性で引き続き進めていく。

図3-2 重点的に取り組む対象建築物と施策の方向性

| 対象 (3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より) | | 施策(方向性) | |
|-----------------------------------|---|----------------|-------|
| 区分 | 対象建築物 | 対象 | 啓発 |
| 耐震化を図る建築物 | ・全ての耐震性のない建築物 ^{※1} | 広く市民向け | 診断に重点 |
| 重点的に耐震化を図る建築物 | ・多数の者が利用する建築物等 ^{※2} ・木造住宅 ・市有建築物 | 診断実施済の所有者向けに重点 | 改修に重点 |
| より重点的に耐震化を図る建築物 | ○耐震診断義務付け建築物 ・一定規模以上で多数の者が利用する建築物 ^{※3} ・防災拠点建築物 ^{※4} ・通行障害既存耐震不適格建築物 ^{※4} | 全所有者向け | 改修 |



※1 全ての既存耐震不適格建築物

※2 1号～3号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。(特定既存耐震不適格建築物)

※3 要緊急安全確認大規模建築物

※4 要安全確認計画記載建築物

5 「命」を守るための多様な取組の推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

ただし資力等の要因により耐震改修等を行うことができない所有者もいるため、何もしないよりは、居住者の命を守る観点からリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な施策も有効である。

そのため、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保される簡易補強のほか、主たる居室や寝室のみを補強する耐震シェルターの設置等を推進することも必要である。

6 新たな耐震化の取組の検討

平成 28 年に発生した熊本地震や、令和 6 年に発生した能登半島地震では、旧耐震基準による建築物のほか、新耐震基準の在来構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化される平成 12 年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られた。

そのため、旧耐震基準による建築物で耐震性が不十分なものがおおむね解消された後には、平成 12 年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても耐震性能を確認する新たな取組の検討が必要である。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

県、市町村及び建築関係団体で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」にて耐震化への取組の情報交換や連携を図り、今後も県内の耐震化施策を推進するために同協議会を活用し、全県下一丸となって建築物の耐震化に取り組む。

2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取組をできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1)山縣市建築物等耐震化促進事業

ア 山縣市建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して県と協働して補助を平成 15 年より実施し、この間、地震災害によって明らかになった課題やニーズに応じて、対象拡大や補助金の増額などの制度拡充を表 4-1 のとおり行ってきた。今後も耐震化の積極的な推進を図る上で、必要な予算の確保や制度の拡充等に努める。

表 4-1 山縣市建築物等耐震化促進事業の概要(R7 現在)

| 対象 | 種別 | 制度開始 | 特記事項 |
|---------|------|------|---|
| 木造住宅 | 耐震診断 | H15～ | H20 所有者負担無料化（市による無料診断実施） |
| | 改修工事 | H16～ | H21 簡易補強工事を対象追加 R7 耐震シェルター等設置事業を対象追加 |
| 建築物 | 耐震診断 | H26～ | |
| 特定建築物 | 改修工事 | H26～ | H30 耐震診断義務付け建築物に対して補助拡充 R3 除却工事を対象追加 |
| 分譲マンション | 耐震診断 | H26～ | |
| | 改修工事 | H26～ | |

イ 山縣市建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表 4-2 のとおりである。

表 4-2 耐震化に係る補助の状況(山口市)

| 補助事業の種類 | H 15 | H 16 | H 17 | H 18 | H 19 | H 20 | H 21 | H 22 | H 23 | H 24 | H 25 | H 26 |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 木造住宅耐震診断事業 | 7 | 10 | 21 | 14 | 4 | 28 | 12 | 24 | 19 | 37 | 8 | 12 |
| 木造住宅耐震改修工事業 | — | 0 | 5 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 3 | 2 | 3 | 1 |
| 建築物耐震診断事業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 0 |
| 特定建築物等耐震改修工事業 （除却含む） | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 0 |
| 耐震シェルター等設置事業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

| 補助事業の種類 | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | 計 |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 木造住宅耐震診断事業 | 6 | 8 | 6 | 5 | 3 | 5 | 3 | 6 | 13 | 51 | 10 | 312 |
| 木造住宅耐震改修工事業 | 1 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 27 |
| 建築物耐震診断事業 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 5 |
| 特定建築物等耐震改修工事業 （除却含む） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 耐震シェルター等設置事業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 0 | 0 |

※ 「—」は事業を未実施

ウ 市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、市民の地震対策への関心は高まっているが、更なる継続した啓発活動を行うと共に、耐震診断や耐震改修などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、市民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取組

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・市の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1)相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成・登録する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧でき、相談士の制度についてホームページや無料相談会等で周知を図る。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、市民からの相談に応じていく。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

(2)情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

これまで、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して、耐震化や耐震シェルター設置等の命を守る取組に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、省エネ改修やバリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等と併せて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

新聞広告やテレビ CM、インターネット等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。また、市広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 説明会の開催

自治会単位等で説明会、講習会を開催し、県へ講師の派遣を依頼するなど、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなを守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPO との連携等幅広い取組が必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市はこのような地域の取組等を支援

する施策を講じる。

オ 耐震啓発ローラー作戦の実施

主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問等による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の实情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

カ 診断義務付け建築物(要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物)への啓発強化

診断報告のあった建築物で、耐震性が不十分であることが判明した建築物の所有者に対し、県と共に個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

キ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

ク 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、市においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

ケ 教育部局との連携

住宅所有者のみならず、児童・生徒を対象とした耐震講座を開催するなど、若い世代に対しても住宅耐震の啓発を行うことにより、家族や地域において耐震化への理解を広げるため、教育部局との連携を図りながら防災教育を行っていく。

コ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、市で作成・公表済みである。

サ 避難路沿道耐震化状況マップの作成・公表

災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う経路の確保が重要であるため、要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路等沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図を作成・公表し、耐震化を促す。

シ 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、耐促法第 22 条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1)地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化と併せて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

(2)危険なブロック塀等の対策

平成 30 年 6 月に大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊によって人身被害が発生し、ブロック塀等に対する安全対策の必要性が指摘されている。

市では、人命を守るため、道路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等について、施設所有者に対し除却へ向けた安全対策を講じるよう推進する。

(3)地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑落等による建築物の被害の軽減を図るため、県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業及び宅地耐震化推進事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分協議を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

第6 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 取組目的及び実施計画

本計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術力向上、市民への周知・啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、住宅耐震化に係る取組を本計画上で住宅耐震化緊急促進アクションプログラムとして位置付け、その進捗状況を把握、評価するとともに、住宅の耐震化を推進する。

(1)緊急耐震重点区域の設定及び対象住宅

- ・緊急耐震重点区域は、市内全域とする。
- ・対象は、昭和56年5月末日以前に着工された住宅とする。

(2)取組期間

本プログラムの取組期間は、山縣市耐震改修促進計画に定める期間（令和8年度から令和12年度までとする）。

(3)取組内容

ア 財政的支援

- ・木造の一戸建て住宅の無料耐震診断を実施
- ・建築物の耐震診断費に対する一部補助を実施
- ・木造住宅の耐震改修工事費に対する一部補助を実施

イ 普及啓発等

- ・住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
旧基準木造住宅所有者に対し、戸別訪問やダイレクトメール等により啓発を行う。
- ・耐震診断実施済者に対する耐震化促進
耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない方に対してダイレクトメールによる啓発を行う。
- ・改修事業者の技術力向上等
県が実施する改修事業者向けの説明会等への参加を促し、技術力の向上を図る。
- ・市民への周知普及
ホームページや広報により耐震改修の必要性や耐震化支援制度の周知を行う。

(4)実績の公表

当該年度毎に診断実績・改修実績・訪問戸数等の件数を取りまとめ、ホームページにて公表する。